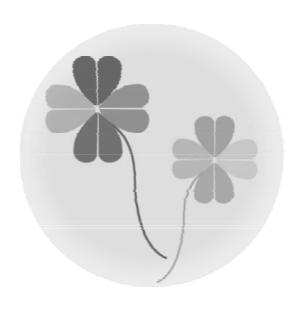
第三次長久手町男女共同参画プラン



2008.3 長久手町

第二次長久手町男女共同参画プラン策定によせて

平成15年に長久手町男女共同参画プランを策定してから5年が経過しました。5年の間には、男女共同参画を推進するための社会環境が大きく変化してまいりました。



本町の男女共同参画に対するこれまでの取組み

を検証し、新たに取り組むべき施策や5年後の目標を掲げ、ここに「第二次長久手町男女共同画プラン ~ 明日へ未来へ Nプラン ~」を策定いたしました。

男女共同参画の基本は、人権の尊重です。性別によって固定的な役割分担を強いられたり、社会での活動の選択の幅を狭められたりするようなことがあってはなりません。ましてや、ドメスティック・バイオレンスなどのあらゆる暴力は、人権を踏みにじるものであり、決して許されるものではありません。

しかし、現実には、職場・地域・学校・家庭と、あらゆる場に男女 共同参画を阻害する多くの課題があります。こうした障害となる壁を 取り払い、個人の能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に 向け、このプランを策定しました。

一人ひとりが自立し、尊重し合い、はつらつと日々を過ごし、そして住民のみなさんが幸せに暮らせるよう、第二次長久手町男女共同参画プランを力強く推進してまいります。

平成 20 年 3 月

長久手町長 加藤 梅雄

第1章	こプラン策定の趣旨と背景
1	プラン策定の趣旨・・・・・・・・・1
2	プラン策定の背景 · · · · · · · 2
3	プランの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
4	プランの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
第2章	プランの基本的な考え方
1	基本理念 · · · · · · 7
2	基本的な視点・・・・・・・・・・・8
3	基本目標 · · · · · · 10
4	プランの体系・・・・・・12
第3章	施策の方向
1	男女共同参画社会に向けての意識改革と人権尊重15
1	1 − 1 男女共同参画に対する意識の醸成・・・・・・・・・15
1	1-2 学校などにおける男女平等教育の推進······20
1	1 − 3 女性や子どもに対する暴力の根絶・・・・・・・・・・・23
2	あらゆる分野への男女共同参画の促進······26
2	2-1 政策方針決定の場への男女共同参画の促進26
2	2-2 家庭生活における男女共同参画の促進28
2	2-3 地域活動の場への男女共同参画の促進・・・・・・・・30
2	2-4 国際交流・協力と支援の促進・・・・・・・・・・33
3	男女がともに働きやすい環境の整備・・・・・・・・・・36
3	3-1 男女平等の職場環境づくりの普及・啓発・・・・・・・・・ 36
3	3-2 仕事と家庭生活を両立できる環境づくり40
3	3-3 女性のチャレンジ支援・・・・・・・・・・・44
4	安心して暮らせるまちづくり46
۷	4-1 生涯を通じた心身の健康づくり ······ 46
۷	4-2 支援の必要な人が安心して暮らせる環境の整備·····49

第4章 プランの推進

	1	庁内推進体制の整備・強化・・・・・・・・ 53
	2	町と事業者・各種団体等との協働と連携・・・・・・・ 53
	3	相談体制の整備および相談員の育成・・・・・・・・ 53
	4	プランの進行管理・・・・・・・・・・・54
参	考資料	4
	プラ	ン策定の経過 ······ 55
	住民	アンケートの概要59
	関係	団体へのヒアリングの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
	女子	に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約・・・・・・・・・61
	男女	共同参画社会基本法67
	用語	解説72

第1章 プラン策定の趣旨と背景

1 プラン策定の趣旨

21 世紀を迎えた今、少子高齢化、経済活動の低迷、国際化、情報通信の高度化などにより、私たちを取り巻く社会経済情勢は急速に変化し、大きな転換期を迎えています。こうした社会の変化の中で、1999 年(平成11年)に制定された「男女共同参画社会基本法」においては、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を 21 世紀の最重要課題と位置づけています。

本町においては、男性と女性が性別にとらわれず能力を発揮し、利益と責任を分かちあえるまちづくりを町民・学校・企業・行政など長久手町を構成する者すべてが進めていくための指針として、長久手町男女共同参画プランを平成15年3月に策定し、取り組んできました。

近年の我が国の男女を取り巻く社会環境をみると、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の制定・改正、次世代育成支援対策推進法の制定、育児・介護休業法の改正など、法律や制度面で男女平等は進んできました。しかしながら、現実には、家庭、地域、職場などのあらゆる場面で男女の不平等感がみられ、男性が家事や育児に携わることがふさわしくないと受け止められる傾向が現在も残っているなど、「男性は仕事、女性は家庭」といった男女の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っています。

男女共同参画社会を実現するためには、このような性別役割分担意識を払拭し、男女がともに多様な生き方を選択でき、お互いが対等なパートナーとして協力しあうことができる社会環境づくりが必要です。

そこで、男女共同参画社会の実現に向けた新たな指針として、長久手町男女共同参画プランの成果や課題を継承しつつ、社会情勢の変化などに対応する取り組みを盛り込んだ「第二次長久手町男女共同参画プラン」を策定します。

2 プラン策定の背景

(1)世界の動き

1945年(昭和20年)に発足した国際連合では、国際連合憲章の前文に男女平等をうたっています。また、1946年(昭和21年)には、「婦人の地位委員会」を設置し、精力的に女性問題に対する取り組みが進められてきました。

1975年(昭和50年)には、メキシコで開催された「国際婦人年世界会議」において「世界行動計画」が採択され、女性運動の目標、男女平等の理念の普及に前進がみられました。

その後「国連婦人の十年」運動が展開される中、「女子に対するあらゆる 形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、「家族的責任を有す る男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」が採択されるなどの進展 がみられ、1985年(昭和60年)に「婦人の地位向上のためのナイロビ将来 戦略」が採択されるに至っています。

近年では、1995年(平成7年)に、北京において「第4回世界女性会議」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。この行動綱領は、2000年(平成12年)に向けて取り組むべき優先分野を示しており、女性のエンパワーメントに関するアジェンダ(予定表)となりました。

そして、2000年ニューヨークにおける国連特別総会で「女性 2000年会議」 が開催され、参加各国の「行動綱領」の実施に向けた決意表明である「政治 宣言」と「行動綱領」の実施促進のための「北京宣言及び行動綱領の実施促 進のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

2005 年(平成 17 年) には、「第 49 回国連婦人の地位委員会」、通称「北京+10」がニューヨークにおいて開催されました。

(2)日本の動き

わが国では、「世界行動計画」を受けて、1975 年(昭和 50 年)に「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977 年(昭和 52 年)に「国内行動計画」が策定されました。1985 年(昭和 60 年)には「男女雇用機会均等法」の制定を経て「女子差別撤廃条約」を批准し、72 番目の締約国となりました。続いて、「ナイロビ将来戦略」を受けて、1987 年(昭和 62 年)に「西暦 2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1991 年(平成 3 年)には第一次改定が行われました。1992 年(平成 4 年)に「育児休業法」が施行され、1994 年(平成 6 年)には推進体制を強化するため「男女共同参画推進本部」が設置されました。1995 年(平成 7 年)に育児休業法に介護休業制度を付加し、「育児・介護休業法」として大幅な改正が行われ、育児休業制度は、1995 年 4 月から、介護休業制度は、1999 年(平成 11 年)4 月から、全事業所において導入が義務付けられました。さらに、「第 4 回世界女性会議」で採択された行動綱領や男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン」を受けて、1996 年(平成 8 年)に「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

その後、1999年に男女共同参画社会の実現に向けての法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定されました。そして、この法律に基づき、2000年(平成12年)に我が国初の法定計画となる「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001年(平成13年)に長い間、家庭の中の問題として見過ごされてきた配偶者やパートナーからの暴力を防止すること及び被害者の保護救済を目的として「DV防止法」が制定され、2008年(平成20年)には、暴力や保護命令の対象範囲を拡大し、より実質的に被害者を守るための改正を行っています。

2003年(平成15年)に仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備などを規定した「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。しかし、2005年(平成17年)には合計特殊出生率が1.26となり、急速な少子化の進行が深刻な社会問題となりました。また、同年に育児・介護休業法の改正を行い、育児・介護休業の取得対象をパート労働者にも拡大するなど、積極的な取り組みを進めています。

(3)愛知県の動き

愛知県では、1976年(昭和51年)に「青少年婦人室」を設置し、男女共同 参画の推進が始まりました。

1989年(平成元年)には女性行動計画「あいち女性プラン」、1997年(平成9年)には「あいち男女共同参画 2000年プラン」が策定されました。また、社会・経済情勢の急激な変化や国内外の動きを受けて 2001年(平成13年)には「あいち男女共同参画プラン 21~個性が輝く社会をめざして~」が策定されました。

そして、2002年(平成14年)4月には社会のあらゆる分野において男女の区別なく互いに自立した人間として、多様な生き方を認め、喜びや責任を分かち合いながら、真に豊かな生き方のできる地域社会の創造をめざし「愛知県男女共同参画推進条例」が施行されました。

また、2006年(平成18年)10月、「今を越え、さらに世界で輝く愛知づくり」に対応するとともに、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層推進するため、「あいち男女共同参画プラン21(改定版)」が策定されました。

(4) 長久手町の取り組み

本町では、1999年(平成11年)に「第4次長久手町総合計画」を策定し、 基本計画の中に男女共同参画社会の形成を取上げ「豊かな人と心を育むまち づくり」を推進してきました。

2000年(平成12年)6月には長久手町男女共同参画社会懇話会を設置しました。そして、男女共同参画について住民アンケートを実施し、本町の実態を把握しました。2002年(平成14年)7月に長久手町男女共同参画プラン策定委員会を設置し、関係団体や町民代表のみなさんにより長久手町男女共同参画プランの策定に取り組みました。同時に、職員による長久手町男女共同参画プラン策定推進会議を設け、施策や課題について検討しました。こうした経過を経て、2003年(平成15年)3月に「明日へ未来へ Nプラン〜長久手町男女共同参画プラン〜」を策定しました。2006年(平成18年)2月には、男女共同参画の普及のために、長久手町男女共同参画情報誌「コモン」を創刊しました。

長久手町男女共同参画プランの策定期間の終りを控え、2007年(平成19年)8月、第二次長久手町男女共同参画プラン策定委員会、第二次長久手町男女共同参画プラン策定推進会議を設置しました。住民アンケートや関係団体へのヒアリングによる現状把握と分析、この5年間の取り組みの点検、そして次の5年間の課題や目標設定についての検討、パブリックコメントを経て、2008年(平成20年)3月「第二次長久手町男女共同参画プラン」を策定しました。

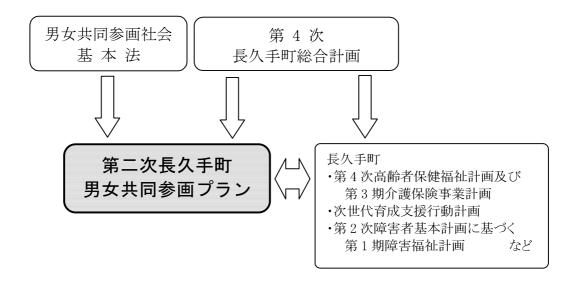


Nプランの「**N**」は、 長久手(nagakute)の**N** 必要(necessary)の **N** 親切な(nice)の **N**

3 プランの位置づけ

本プランは、男女共同参画社会基本法に基づき、長久手町総合計画を上位計画として策定したものです。

また、このプランは、福祉、児童、就業をはじめ、多岐の分野にわたるものであるため、各々の分野での施策の基本方針との連携を図っていくものです。



4 プランの期間

本プランの期間は、2008年度(平成20年度)から2012年度(平成24年度)までの5年間とします。また、社会情勢の変化や国・県の行政施策の動向などを踏まえ必要に応じて、随時計画内容の検討と見直しを行います。

第2章

プランの基本的な考え方



第2章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

社会経済環境が急速に変化する中で、これからは真の生活の豊かさが求められる時代となり、一人ひとりがそれぞれの生き方を自由に選択できる社会が求められます。そのためには、すべての人々は生まれながらにして自由、平等であり、いかなる差別も受けることがないという人権尊重の考え方を深く社会に根づかせる必要があります。

日本国憲法第 14 条では、「法の下の平等」について、人々が等しく 自由で豊かに生きる権利を保障しています。また、第 24 条では「家庭 生活における個人の尊厳と両性の平等」について、両性の本質的な平 等を保障しています。

第4次長久手町総合計画では、「豊かな人と心を育むまちづくり」を めざす中で、男女共同参画社会について「男女共同参画社会形成の促 進」、「あらゆる分野への社会参画の促進」、「健康の増進と家庭生活の 充実」を実現の柱として位置づけています。

そこで本プランの基本理念は、このような人権尊重の考え方や上位 計画に基づき、男女がともにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、 社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、その個性と能 力を十分に発揮できるような「男女共同参画社会」の実現をめざすこ とにあります。

2 基本的な視点

本プランを策定するにあたり、本町の状況を踏まえ以下の4つの基本的な視点により取り組みを進めます。

(1)人権の尊重

日本国憲法では、「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」として、人権の尊重がうたわれています。真の男女平等社会をめざすためには、男女が互いにその人権を尊重し合い、あらゆる場において男女の人権が保障されるような社会を実現する必要があります。

(2)ジェンダー(社会的、文化的に形成された性別)に敏感 な視点の定着

社会的、文化的に形成された性であるジェンダーは、制度や慣習の中に存在し、社会のあらゆる分野において気づかないところに潜んでいます。ジェンダー意識は、子どもが成長する過程でさまざまな経験を通して無意識のうちに身についてしまい、そういった積み重ねによって男女の不平等感が生まれています。このようなジェンダー意識を払拭させるために、あらゆる分野において性別による差別や偏りがないかを考え、ジェンダーに敏感な視点に立った行動を定着させる必要があります。

(3) エンパワーメント(力をもった存在になること)の促進

男女共同参画を推進していくためには、これまでに女性の参画が少なかった分野においても、積極的に女性の参画を求めることが必要です。一人ひとりの女性が自らの能力を開発して、その能力を十分に発揮し、かつ社会的責任を分担できる力を持つことが必要です。そのためには、女性の能力開発訓練の場の提供など、エンパワーメントを促進するための環境を整備する必要があります。

(4)パートナーシップ(対等な協調・協力関係)の確立

男女共同参画社会の実現に向けては、女性と男性のパートナーシップはもちろんのこと、世代を越えたパートナーシップも必要です。また、人や組織がさまざまな形でパートナーとして互いに認め、協働していかなければなりません。家庭、地域、職場でのパートナーシップ、住民と行政とのパートナーシップなどにより、男女共同参画を進めていく必要があります。

3 基本目標

1 男女共同参画社会に向けての意識改革と人権尊重

男女共同参画社会の実現に向けて、女子差別撤廃条約をはじめとした国際社会における取り組みを踏まえながら、人権が尊重され、社会や人々の意識に深く根付いていた性別による役割分担や生き方を固定化する考え方を取り払い、誰もが自らの意思によって個性と能力が十分に発揮でき、多様な生き方ができる社会をめざします。

施策の方向

- 1-1 男女共同参画に対する意識の醸成
- 1-2 学校などにおける男女平等教育の推進
- 1-3 女性や子どもに対する暴力の根絶

2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

あらゆる分野で女性の考え方や意見が反映され、女性が持っている能力 を発揮し、自らの地位向上を図ることができる体制を整えます。

また、男女がともに家庭生活を担っていくことの重要性を理解し、協力 し合っていくことが必要です。

従来の男性中心の社会システムが是正され、男女のバランスがとれた暮らしやすい社会をめざします。

施策の方向

- 2-1 政策方針決定の場への男女共同参画の促進
- 2-2 家庭生活における男女共同参画の促進
- 2-3 地域活動の場への男女共同参画の促進
- 2-4 国際交流・協力と支援の推進

3 男女がともに働きやすい環境の整備

職場において、雇用機会と配置、昇進、賃金などの男女格差の是正を図り、特に女性が仕事と家庭生活の両立ができる環境づくりを推進します。

また、子育て支援の充実と女性のチャレンジを支援し、働きやすい環境の整備をめざします。

施策の方向

- 3-1 男女平等の職場環境づくりの普及・啓発
- 3-2 仕事と家庭生活を両立できる環境づくり
- **3**-3 女性のチャレンジ支援

4 安心して暮らせるまちづくり

女性が自ら出産するかどうかという選択を含め、安心して出産・育児ができ、自らの能力を発揮しながら、生き生きと健康に暮らすことができる社会をめざします。

また、高齢者、障害者、ひとり親家庭など、さまざまな立場や家族形態にある人たちが、地域との交流を通じて相互理解を深め、互いに安心して暮らすことができるよう、その能力や意欲を発揮しながら社会参画し、自立した生活が送れる社会をめざします。

施策の方向

- 4-1 生涯を通じた心身の健康づくり
- 4-2 支援の必要な人が安心して暮らせる環境の整備

4 プランの体系

施策の方向 基本目標 1-1 男女共同参画に対する意識の醸成 男女共同参画社会に向けて 1 1-2 学校などにおける男女平等教育の推進 の意識改革と人権尊重 1-3 女性や子どもに対する暴力の根絶 2-1 政策方針決定の場への男女共同参画の促進 2-2 家庭生活における男女共同参画の促進 2 あらゆる分野への 男女共同参画の促進 2-3 地域活動の場への男女共同参画の促進 2-4 国際交流・協力と支援の促進 3-1 男女平等の職場環境づくりの普及・啓発 3 男女がともに 3-2 仕事と家庭生活を両立できる環境づくり 働きやすい環境の整備 3-3 女性のチャレンジ支援 4-1 生涯を通じた心身の健康づくり 4 安心して暮らせるまちづくり 4-2 支援の必要な人が安心して暮らせる環境 の整備

重点課題

 ① 男女共同参画に対する意識の向上② 男女共同参画に関する学習機会の提供	③ 男女共同参画に関する情報提供の充実④ 男女平等の視点に立った慣習の見直し
① 男女共同参画に関する学習の推進 ② 性に対する正しい知識についての教育の推進	③ 男女を区別する慣習の是正 ④ 男女平等教育に対する教職員の意識改革
 ① ドメスティック・バイオレンスの防止の推進② 児童虐待の防止の推進	③ セクシュアル・ハラスメント、 パワー・ハラスメント防止対策の推進④ 被害者に対する相談体制の充実と支援
 ① 審議会・委員会などにおける女性の登用促進	② 管理職などへの女性の登用促進
① 家事などへの男性の参画促進	② 子育てにおける男女共同参画の促進
 ① 地域活動の役職などにおける女性の登用促進② 地域活動における男性の参画促進	③ 男女がともに参加できる新たな行事の創出
① 国際社会における男女共同参画に関する情報提供 ② 国際交流・協力の推進	共 ③ 在住外国人女性に対する支援
① 男性優位の待遇の改善② 男女を区別する意識の解消	③ 育児・介護休業制度の確立など 職場環境の改善
 保育施設・サービスの充実 子育て支援サービスの充実 子育てに関する相談体制の整備 	① 子育て期における職場の理解の普及・啓発 ⑤ 男女がともに家庭生活に関われる環境の充実
① 子育て後の女性の再就職に対する支援	② 女性の職業能力育成に対する支援
① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発 ② 母性保護の向上と母子保健の充実	・ ③ 健康づくりの推進
① 高齢者の生活安定と自立支援② 障害のある人の生活安定と自立支援	③ ひとり親家庭などの生活安定と自立支援

第3章

施策の方向



第3章 施策の方向

1 男女共同参画社会に向けての意識改革と 人権尊重

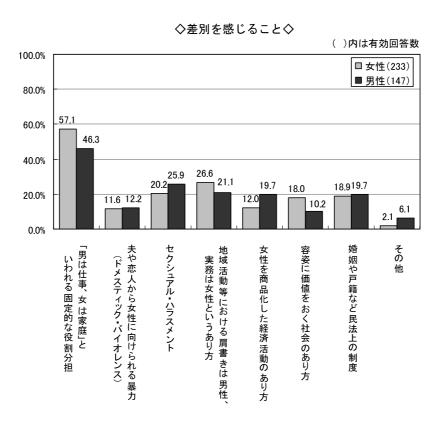
1-1 男女共同参画に対する意識の醸成

現状と課題

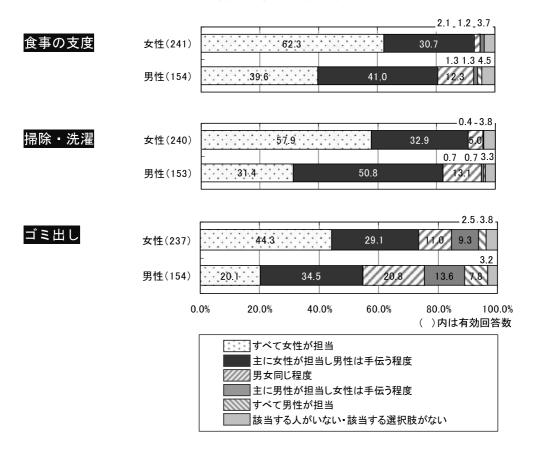
男女共同参画社会を実現するためには、性別による固定的な役割分担意識を払拭し、 男女がともに仕事、家事、育児、介護などを担うことが求められています。

アンケート調査では、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による役割分担に差別を感じている人が、女性で約6割、男性で約5割となっています。また、現状では、食事の支度、掃除・洗濯、ゴミ出しなど「すべて女性が担当」の割合が高くなっています。これは社会通念や慣習、しきたりなどのなかにある「男だから」「女だから」といった性別による役割分担意識が、いまだに根強く残っているためと考えられます。このような意識は男女共同参画社会実現の大きな妨げとなっています。

このことから、男女が性別にとらわれず家庭や地域、学校や職場などさまざまな分野において個人の能力や個性を発揮できるよう、男女共同参画への認識を深めるための啓発を行い、意識改革を進めていくことが必要です。



◇家庭での男女の役割分担の現状◇





数値目標

項目	目標		現状		関係課
快口	年度	数值	年度	数值	
男女共同参画に関する子ども向 けリーフレットの作成、配布	平成24年度	2, 000部	平成19年度	部0	まちづくり協働課
家庭生活の場が男女平等である と考える町民の割合	平成24年度	35. 0%	 平成19年度 	27. 3%	まちづくり協働課
職員研修の実施	平成24年度	1 🗆	平成19年度	0 回	人事秘書課
パパママ教室の夫の参加率	平成24年度	43. 0%	平成19年度	38. 4%	保健医療課
男女共同参画関連図書の蔵書	平成24年度	100 m	平成19年度	79⊞	中央図書館

重点課題

① 男女共同参画に対する意識の向上

男女共同参画社会の実現に向けて、その理念やジェンダー(社会的性別)の視点 について、正しく理解される意識づくりをめざします。

また、日常生活では家事などを男女がともに協力し合い、豊かで充実した家庭生活を築いていけるように啓発します。

② 男女共同参画に関する学習機会の提供

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが男女共同参画についての正しい知識や自立の意識を持つことが不可欠です。

家庭教育では、男女が互いの人格を尊重し、相手の立場を理解して助け合い、生活していくことが重要です。

そのために学習の機会や情報を提供し、男女共同参画を推進します。

③ 男女共同参画に関する情報提供の充実

男女共同参画社会づくりの必要性やジェンダーの視点について、情報提供に努めます。また、各種メディアからの情報について、性の表現や情報を自らが読み解き、正しい判断ができる能力を養えるように啓発をします。

4 男女平等の視点に立った慣習の見直し

性別による固定的な役割分担は、男女共同参画社会の実現を阻害するものです。 家庭や地域、職場などでは、男女平等の視点に立ち、性別による固定的役割分担や 慣習の見直しについて啓発をします。

重点課題	取り組み内容	関係課
①男女共同参画に対する意 識の向上	男女共同参画を推進するための条例を制 定していきます	まちづくり協働課
	広報やホームページ、CATV を利用し、男 女共同参画に対する意識を啓発していき ます	なんでも町政 サロン室
	人権週間には、チラシやリーフレットなど で、人権意識の高揚をしていきます	福祉課
	男女共同参画週間 (6月23日~29日) や 男女共同参画月間 (10月) を活用して意 識の啓発をしていきます	まちづくり協働課
	情報誌「コモン」の内容を充実し、男女共 同参画意識の普及、啓発をしていきます	まちづくり協働課
②男女共同参画に関する学 習機会の提供	男女共同参画に関する講演会や学習会などを開催していきます	まちづくり協働課
	町職員の研修会で、男女共同参画に関する 研修をしていきます	人事秘書課
	子育てに関する学習機会を提供していき ます	生涯学習課
	ファミリー手帳(父親用の育児に関する手 帳)を作成、配布していきます	保健医療課

重点課題	取り組み内容	関係課
③男女共同参画に関する情 報提供の充実	町のホームページや広報紙、CATV のコミュニティ・チャンネルに関連情報を提供していきます	まちづくり協働課
	男女共同参画関連図書を充実していきます	中央図書館
	メディア・リテラシーに関する学習機会を 提供していきます	まちづくり協働課
	広報紙などの男女不平等な表現を見直し ていきます	なんでも町政 サロン室
④男女平等の視点に立った 慣習の見直し	男女が共に家庭責任を果たすための意識 などの啓発講座を開催していきます	まちづくり協働課

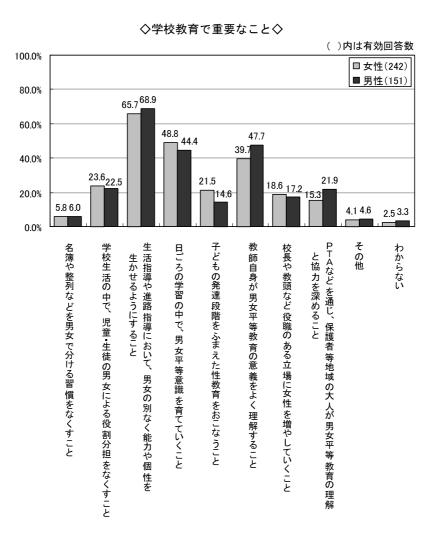


1-2 学校などにおける男女平等教育の推進

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃からの意識づくりが重要です。 アンケート調査では、学校教育で重要なこととして、「男女の別なく能力や個性が生かせるようにすること」や「日ごろの学習の中で、男女平等意識を育てていくこと」の割合が高くなっています。

このため、保育園、幼稚園、学校などで、名簿や持ち物の色による男女の区別や、 性に基づく固定的な男女観を押し付けることがないようカリキュラムの点検などが必 要です。そして男女共同参画や人権尊重に基づいた教育の充実により、子ども一人ひ とりの個性や能力を尊重しジェンダーにとらわれない教育を進め、男女共同参画意識 を育むことが必要です。



数値目標

項目	目標		現状		関係課
	年度	数值	年度	数值	関係体
命の教育推進	平成24年度	各校2回	 平成19年度 	各校1回	教育総務課
男女混合名簿の実施	平成24年度	全校	平成19年度	4校	教育総務課

重点課題

① 男女共同参画に関する学習の推進

男女共同参画について正しく理解するために、男女共同参画に関する学習を推進します。

2 性に対する正しい知識についての教育の推進

社会的な性別(ジェンダー)と生物学的な性別(セックス)について正しく学び、 互いの性に対する理解を深めていく教育を推進します。

③ 男女を区別する慣習の是正

男女を区別する制度や慣習を見直していきます。

④ 男女平等教育に対する教職員の意識改革

教職員や保育者の学習、研修の充実や意識啓発を行い、資質の向上を図ります。

重点課題	取り組み内容	関係課
①男女共同参画に関する学習 の推進	ホームルーム活動などで男女区別のない 活動を実施していきます	教育総務課
,,,,,,	男女共同参画への理解を深める学習を推 進していきます	教育総務課
②性に対する正しい知識についての教育の推進	保健体育や学級活動において性教育指導 をしていきます	教育総務課
	個人の尊厳を重視した性の認識を深める 指導をしていきます	保健医療課
	命の教育推進のため、外部講師を招いた学 習の場を設けていきます	保健医療課 教育総務課
③男女を区別する慣習の是正	男女混合名簿を広めていきます	教育総務課
	総合的な学習の中で慣習・慣例の見直しを していきます	教育総務課
④男女平等教育に対する教職 員の意識改革	教職員の研修を実施していきます	教育総務課



1-3 女性や子どもに対する暴力の根絶

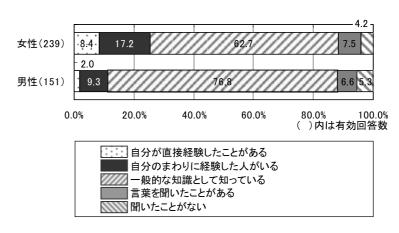
現状と課題

近年、安心できるはずの家庭において、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待が増えています。

アンケート調査では、これまでに配偶者や親しい異性(恋人など)から暴力を受けた経験のある女性が約1割となっています。これは、全国的に増加傾向にあり、本町においても、未然に防止するための取り組みを進めていかなければなりません。暴力は、人権侵害であり被害者の人生に深刻な影響を及ぼすもので、決して許されるものではありません。このため、暴力の根絶に向けた啓発活動を推進するとともに、被害者への支援を充実していく必要があります。暴力は人権侵害であるという正しい認識にたち、地域社会全体で性犯罪が起きないようにすることが重要です。

ドメスティック・バイオレンスの被害者や虐待を受けている子どもの早期発見に努め、ひとりで悩み孤立することのない環境づくりに取り組みます。また、被害者が自尊感情を取り戻し、自立に向けた一歩を踏み出せるよう、支援体制の整備に向けて取り組みます。

◇ドメスティック・バイオレンスを受けた経験◇



数値目標

項目	目標		現状		関係課
- 現口	年度	数值	年度	数值	関係議
有害図書類販売カ所へのパトロール	平成24年度	6 回	平成19年度	5 回	生涯学習課
「心配ごと相談」事業の開設	平成24年度	12日	平成19年度	12日	社会福祉協議会

重点課題

① ドメスティック・バイオレンスの防止の推進

ドメスティック・バイオレンスは、個人の問題であるとともに、社会全体の問題 として深刻に受け止めなければなりません。さらに、女性に対するあらゆる暴力を 根絶していくために、その実態を探り、防止に努めます。

② 児童虐待の防止の推進

児童虐待防止法に、ドメスティック・バイオレンスも児童虐待であると定義されました。それは、配偶者とともに子どもも暴力の被害を受けている実態が明らかになってきたからです。早期発見のためのネットワークづくりとともに、児童虐待を未然に防ぐための取り組みを進めます。

③ セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止対策の推進

職場だけではなく学校や地域においても、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを許さない人権尊重の意識づくりが重要です。

今後もセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの根絶に向けて啓発 をしていきます。

④ 被害者に対する相談体制の充実と支援

ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、児童虐待などの暴力の被害者が、安心して相談できる窓口を充実します。 また、被害者に二次的被害を与えることなく有効な支援が行われるよう、相談担 当者の資質の向上を図ります。

重点課題	取り組み内容	関係課
①ドメスティック・バイオレンスの防止の推進	暴力は人権侵害であるとの意識の啓発を していきます	福祉課
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	性の商品化などの有害な環境から青少年 を守る活動をしていきます	生涯学習課
	障害者の性問題に関する実態調査を行い、 現状の把握に努めることを検討していき ます	社会福祉協議会
②児童虐待の防止の推進	すぐに対応できる相談体制と、児童虐待防 止などへの支援、ネットワークづくりに取 り組んでいきます	子育て支援課
③セクシュアル・ハラスメン ト、パワー・ハラスメント 防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた広報、啓発を行い、人権尊重の意識づくりを推進していきます	生涯学習課まちづくり協働課
④被害者に対する相談体制 の充実と支援	人権問題を含め、「心配ごと相談」事業を 実施していきます	社会福祉協議会
	ドメスティック・バイオレンスの二次被害 を防ぐために相談担当者の資質の向上に 努めていきます	福祉課
	障害者の二次被害を防ぐために相談担当 者の資質を向上していきます	社会福祉協議会

2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

2-1 政策方針決定の場への男女共同参画の促進

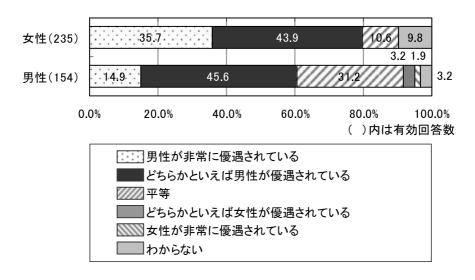
現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、女性の意見や考え方が政策や方針決定の過程に反映されることが必要です。

アンケート調査では、女性の方が政治の場において、男性が優遇されていると感じる割合が高くなっています。

女性が持っている能力を伸ばし、その考え方や意見が政策や方針決定の場にいかされ、参画できる環境を整えることが大切です。行政においても、男女の意見がともに反映され、バランスのとれた施策を実施するために、積極的に女性の参画を推進します。

◇政治の場における男女平等意識◇



数値目標

項目	目標		現状		関係課
块 口	年度	数值	年度	数值	
審議会等に占める女性委員の割合	平成24年度	30.0%	平成19年度	24. 0%	企画政策課
職員の管理職に占める女性の割合	平成24年度	20. 0%	平成19年度	14. 3%	人事秘書課

重点課題

① 審議会・委員会などにおける女性の登用促進

審議会や委員会などに女性の登用を進め、政策や方針決定に男女の意見をともに取り入れた町政を推進します。

② 管理職などへの女性の登用促進

男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる分野において女性を登用することが必要です。

管理職への登用と、政策や方針決定の場へ女性の登用を推進し、個人の能力や適正をいかした配置に努めます。

重点課題	取り組み内容	関係課
①審議会・委員会などにおけ る女性の登用促進	女性委員の登用を 30%以上にしていきます	全 課
②管理職などへの女性の登 用促進	女性職員の管理職への登用を促進してい きます	人事秘書課
7,0,000	女性職員の能力開発を積極的に行ってい きます	人事秘書課

2-2 家庭生活における男女共同参画の促進

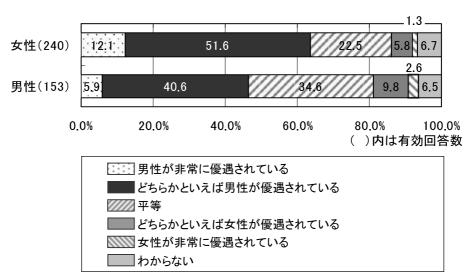
現状と課題

家庭においては、それぞれが家事、育児、介護などの家庭責任を果たし、ともに生活を支えていくことが大切です。

アンケート調査では、女性の方が家庭生活の場において男性が優遇されていると感じる割合が高くなっています。

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識を見直し、男女が互いに家庭生活を担っていくことの重要性を理解し、あらゆる場面で実行していくことが必要です。

◇家庭生活の場における男女平等意識◇



数値目標

項目	目標		現状		関係課
	年度	数值	年度	数值	関係体
家事教室の開催	平成24年度	1講座	平成19年度	0 講座	環境課

重点課題

① 家事などへの男性の参画促進

家事などの学習機会の場をつくり、男性の生活的自立と家庭生活の場における参画を促進します。

② 子育てにおける男女共同参画の促進

子育てに関する講座などを実施し、男性も子育てに積極的に参画するための知識 を身につけ、男女がともに子育てに関わることを促進します。

重点課題	取り組み内容	関係課
①家事などへの男性の参画 促進	家事教室(料理、ゴミ分別講習)を開催し ていきます	環境課
②子育てにおける男女共同 参画の促進	パパママ教室の開催を拡充していきます	保健医療課
	子育ての男女共同参画に関する情報を提 供していきます	まちづくり協働課

2-3 地域活動の場への男女共同参画の促進

現状と課題

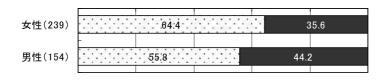
アンケート調査では、自治会や町内会活動、PTA活動などには、男性より女性が 多く参加していますが、各団体の会長は男性中心の傾向が強くなっています。

また、関係団体へのヒアリングでは、生涯学習など地域活動に男女がともに参加することが望まれており、ことに団塊世代の男性の社会参画が期待されています。

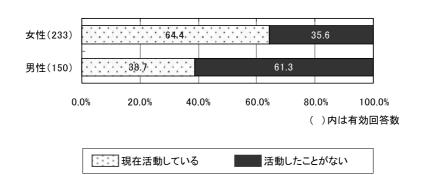
地域活動やボランティア活動に男女がともに積極的に参画できる環境をつくり、地域からの男女共同参画を進め、実りある日常を過ごせることが大切です。

◇地域活動への参加の現状◇

自治会 • 町内会活動



PTA・子ども会・スポーツ少年団などの活動



数値目標

項目	目標		現状		関係課
	年度	数值	年度	数值	
女性の町政協力員	平成24年度	15. 0%	平成19年度	10. 9%	なんでも町政 サロン室
社会通念・慣習・しきたりなど において男女平等であると考え る町民の割合		15.0%	平成19年度	10.5%	まちづくり協働課
新しい行事の実施	平成24年度	1 🗆	平成19年度	0 回	まちづくり協働課

重点課題

① 地域活動の役職などにおける女性の登用促進

地域活動は、最も身近な社会参画の場であり、多くの女性が積極的に活動しています。

しかし、地域活動団体の多くは、男性の役職者が中心となっているのが現状です。 そのためにも組織の責任ある地位への女性の登用を図ります。

② 地域活動における男性の参画促進

PTA活動や自治会をはじめとした地域活動の参加者は女性中心となっています。 これらの活動に、多くの男性の参画を働きかけます。

③ 男女がともに参加できる新たな行事の創出

男女がともに参加できる新たな行事を創出します。

重点課題	取り組み内容	関係課
①地域活動の役職などにお ける女性の登用促進	町政協力員に女性を登用していきます	なんでも町政 サロン室
	女性リーダーの育成を支援していきます	まちづくり協働課 生涯学習課
	地域活動などは、参加者の名前で登録して いきます	全 課
②地域活動における男性の 参画促進	PTA活動は、保護者が参加しやすい時間 に活動していきます	教育総務課 生涯学習課
	団塊世代の男性を中心に、地域活動への参 画を促進していきます	全 課
③男女がともに参加できる 新たな行事の創出	新しい行事の実施を検討していきます	まちづくり協働課



2-4 国際交流・協力と支援の促進

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向け、世界的な取り組みが進められています。多様な価値観を認め合う男女共同参画社会への認識を深め、国際的な視野に立った理解と協調が必要となります。

本町では、2005年日本国際博覧会(愛・地球博)の開催を機に、国際交流の気運が 一層高まっています。

そのような中で、外国人と住民が人種や民族、言語などの違いを超えて、互いに尊重し協力し合うことが重要です。国際社会に関心をもち、地域での国際交流の推進や国際性豊かなひとづくりをとおして、それぞれの異なる文化を理解し合うことで、外国人も暮らしやすい社会をめざすことが必要です。

数値目標

項目	目	標	現	状	関係課
	年度	数值	年度	数值	関係体
交流会の開催	平成24年度	10 回	平成19年度	9 回	 まちづくり協働課
在住外国人女性に対する情報提供、相談	平成24年度	5 件	平成19年度	3 件	まちづくり協働課

重点課題

① 国際社会における男女共同参画に関する情報提供

姉妹都市交流をはじめとしたさまざまな国際交流を通して、国際社会における男女共同参画に関する情報を収集し、広く住民に提供することにより、男女共同参画に対する理解の普及や啓発を推進します。

② 国際交流・協力の推進

言語や慣習など異文化間の障害を排除し、相互理解と交流に努めます。

③ 在住外国人女性に対する支援

在住外国人女性のために、情報提供や相談体制の充実に努め、安心して生活できる環境づくりを支援します。

重点課題	取り組み内容	関係課
①国際社会における男女共同 参画に関する情報提供	外国人のための生活ガイドブックやナビ ゲーションマップなどは、外国語版の作成 や外国語を併記して情報を提供していき ます	なんでも町政 サロン室
	国際交流協会の活動が柔軟に対応できる ようにしていきます	まちづくり協働課
②国際交流・協力の推進	日本語・中国語教室を開催していきます (国際交流協会主催)	まちづくり協働課
	姉妹都市友好親善訪問団の派遣をしてい きます	まちづくり協働課
	親子の参加を図り、交流会を実施していきます	まちづくり協働課
③在住外国人女性に対する 支援	在住外国人女性に対する情報提供、相談機 能を充実していきます	全 課



3 男女がともに働きやすい環境の整備

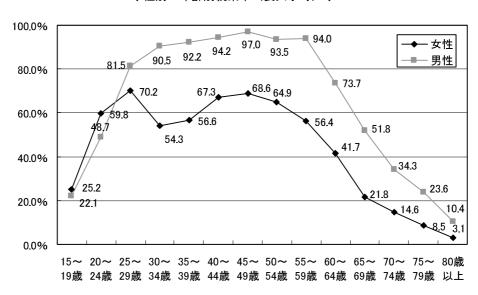
3-1 男女平等の職場環境づくりの普及・啓発

現状と課題

職場においては、募集、採用、配置、昇進などに男女の格差があり、依然として女性の雇用環境は厳しい状況にあります。また、既婚女性の場合、出産、子育てで仕事を中断し、子育てが一段落した30代後半から再び仕事に就くという場合が多く、男性との賃金格差が大きいのが実態です。

アンケート調査では、職場において男性が優遇されているという回答が 30 歳から 60 歳の女性に高くなっています。職場における男女平等を促進するためには、性差別がなく、男女ともに、その能力と意欲が発揮される環境を整備する必要があります。

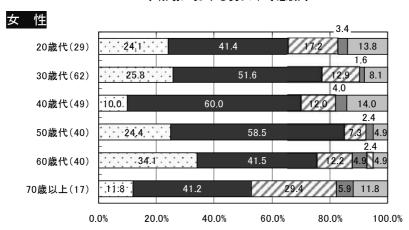
また、働く女性が妊娠中や出産後も安心して働き続けられるよう、男性の育児休業の取得の促進やフレックスタイム制の導入など、仕事と家事・育児が両立できる環境づくりを進めていく必要があります。



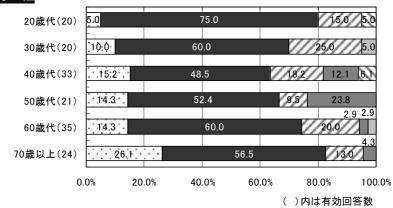
◇性別・年齢別就業率(長久手町)◇

(注) 就業率(%) =年齢別就業者÷年齢別人口×100 資料:「国勢調査」平成17年

◇職場における男女平等意識◇







男性が非常に優遇されている
どちらかといえば男性が優遇されている
平等
どちらかといえば女性が優遇されている
女性が非常に優遇されている
わからない

数値目標

項目	目	標	現	状	関係課
以 口	年度	数值	年度	数値	関係体
町職員の育児休業の取得率	平成24年度	男性 10.0% 女性 95.0%	平成19年度	男性 0.0% 女性100.0%	人事秘書課
一般事業主行動計画を策定した 300 人以下の労働者を雇用する 事業主の割合	平成24年度	10.0%	平成19年度	0.0%	産業緑地課
ファミリー・フレンドリー企業	平成24年度	5 か所	平成19年度	1 か所	産業緑地課

重点課題

① 男性優位の待遇の改善

男女がともに持てる能力を発揮しながら働き続けることができるよう、事業者や 労働者をはじめ住民に対し、男女雇用機会均等法などの理念の周知を図り、法に沿った雇用管理の改善を促進します。

② 男女を区別する意識の解消

事業者や労働者に対して、男女がともに能力が発揮できる職場環境づくりに向けて意識の啓発をします。

③ 育児・介護休業制度の確立など職場環境の改善

育児休業や介護休業など仕事と家庭の両立のための法整備が進められてきましたが、特に男性の取得が少ないことから、制度の普及に向けた啓発を行います。

また、就業形態が多様化している中で、男女がともに仕事と家庭生活を両立し、 有意義でゆとりある生活を送れるよう、ワーク・ライフ・バランスを進めていく必要 があります。そのためには、就業条件を改善し、ゆとりを持って働ける環境の整備 に努めます。

重点課題	取り組み内容	関係課
①男性優位の待遇の改善	管理職に女性を登用していきます	人事秘書課
②男女を区別する意識の解 消	パンフレットなどを活用し、企業に意識改 革の働きかけをしていきます	産業緑地課
③育児・介護休業制度の確立 など職場環境の改善	育児・介護休業制度を整備し、男性の取得 を働きかけていきます	人事秘書課 産業緑地課
0. 9 10.000 10.000	フレックスタイム制など、 多 様な就業形態 について検討していきます	人事秘書課



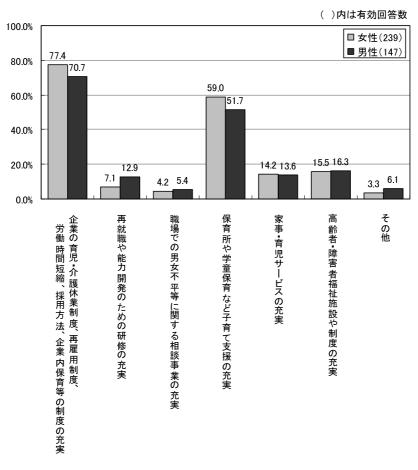
3-2 仕事と家庭生活を両立できる環境づくり

現状と課題

少子高齢化が進む中、男女がともに安心して子どもを育てながら、充実した生涯を 過ごすためには、仕事と育児や介護などの家庭生活が両立できる環境を整備していく ことが重要です。

アンケート調査では、女性が働き続けるために必要な社会支援として、企業における制度の充実や行政の子育て支援の充実が求められています。そのため、働き方にあった保育サービスの提供、子育て家庭への育児支援、育児不安の解消を図るための相談体制などを充実していく必要があります。また、留守家庭における児童の健全育成のため、放課後児童健全育成事業の促進や、安心で安全な放課後の居場所づくりが求められています。

◇女性が働き続けるために必要な社会支援◇



数値目標

項目	目	標	現状		胆皮無
坝 日	年度	数值	年度	数值	関係課
一時保育の促進	平成24年度	3 園	平成19年度	2 園	子育て支援課
放課後児童クラブの拡充	平成24年度	5 か所	平成19年度	2 か所	子育て支援課
学童保育所の整備	平成24年度	3 施設	平成19年度	2 施設	子育て支援課
ファミリーサポートセンター登 録会員の拡大	平成24年度	1, 100 人	平成19年度	652 人	子育て支援課
親子で遊ぼう教室の開催	平成24年度	12 💷	平成19年度	5 回	子育て支援課

重点課題

① 保育施設・サービスの充実

多様な保育ニーズに対応するため、保育施設の整備に取り組むとともに、低年齢 児保育や一時保育などの保育サービスの充実を図ります。

② 子育で支援サービスの充実

働く男女の仕事と家庭生活の両立を支援するため、子育て支援サービスの充実を 図ります。

③ 子育でに関する相談体制の整備

児童虐待などが社会問題になっている中、子育てに関する相談体制の一層の整備 を図ります。

4 子育で期における職場の理解の普及・啓発

働き続けることができるよう育児休業などの子育て支援に関する制度を充実する ため、子育て期の男女の働き方に対する理解を企業へ働きかけます。

⑤ 男女がともに家庭生活に関われる環境の充実

家庭生活に積極的に参加できるよう、育児・介護休業制度などの利用促進を図っていきます。

重点課題	取り組み内容	関係課
①保育施設・サービスの充実	保護者の就労時間、勤務時間の多様化に対 応した長時間保育や一時保育など、保育サ ービスを充実していきます	子育て支援課
	低年齢児保育を充実していきます	子育て支援課
②子育て支援サービスの充実	ファミリーサポート事業を充実していきます	子育て支援課
	子育て支援短期事業 (ショートステイ) を 充実していきます	子育て支援課
	児童館での活動や交流、教室を充実してい きます	子育て支援課
	就学前児童とその親を対象に、保育園での 交流、情報交換をしていきます	子育て支援課
	ホームページで子育て支援制度やサービ スの情報提供を充実していきます	子育て支援課
	児童クラブや学童保育所を拡充していき ます	子育て支援課
	活動場所の提供を行うことで、 育児教室などの自主化を促進していきます	保健医療課
	子育てグループの運営などを支援してい きます	社会福祉協議会
	託児ボランティア養成講座を開催してい きます	社会福祉協議会

重点課題	取り組み内容	関係課
③子育てに関する相談体制 の整備	子育て相談など(相談室、電話相談)を充 実していきます	子育て支援課 生涯学習課
22,00	乳児の保護者に訪問指導を実施していき ます	保健医療課
	心身面の異常を早期発見することが、虐待 の早期発見へつながるため、乳幼児健康診 査などの実施回数を拡充していきます	保健医療課
	子どもの身体的、精神的発達や成長について「家庭児童相談」を月1回開催していき ます	福祉課
④子育て期における職場の 理解の普及・啓発	総合的子育て相談窓口の設置を検討し、連 携体制の強化を図っていきます	子育て支援課
	子育て期の女性に対する雇用者への理解 を促進していきます	産業緑地課
⑤男女がともに家庭生活に 関われる環境の充実	公共施設のトイレにベビーベッド、ベビー チェアーの設置を拡大し、子育て支援のた めの施設改善をしていきます	各施設管理課
	企業に対して、育児休業制度の利用促進を 働きかけていきます	産業緑地課
	町男性職員の育児休業制度の利用を促進 していきます	人事秘書課



3-3 女性のチャレンジ支援

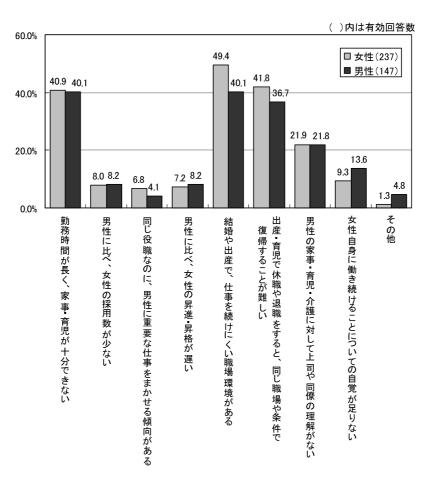
現状と課題

アンケート調査では、女性が働き続けるための問題として、出産や育児で退職した 後の再就職の難しさがあげられています。

子育て後に再就職したい人へのチャレンジ支援など、多様な働き方を選択できる環 境づくりが必要です。

また、女性が幅広い分野に進出し、職域の拡大を図るには、性別にかかわらず能力を発揮する機会が確保されることが重要です。

◇女性が働き続ける場合の職場における問題点◇



数値目標

項目	目標		現状		関係課
サロ	年度	数值	年度	数值	
チャレンジ支援のための講座開 催	平成24年度	1 🗆	平成19年度	0 回	産業緑地課

重点課題

① 子育て後の女性の再就職に対する支援

子育て後の女性の再就職に対する支援を図るため、町内の企業や商工会に働きかけをします。

② 女性の職業能力育成に対する支援

女性が働き続けられる環境づくりのためには、能力と個性が発揮できる職場や社 会をつくりあげていく女性自身のエンパワーメントが重要です。

このため、企業や事業所内での女性の能力育成に向けた学習機会の提供や啓発を推進します。

重点課題	取り組み内容	関係課
①子育て後の女性の再就職に 対する支援	退職者への再就職意志の確認をする働き かけをしていきます	産業緑地課
②女性の職業能力育成に対す る支援	講習会などへの参加を住民や企業に働き かけていきます	産業緑地課 生涯学習課

4 安心して暮らせるまちづくり

4-1 生涯を通じた心身の健康づくり

現状と課題

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件です。

そのためには乳幼児期から高齢期までを視野に入れ、それぞれが健康管理とライフサイクルに応じた健康づくりに主体的に取り組めるよう、健康づくりのための総合的な支援が必要です。とりわけ、思春期、妊娠・出産期、育児期、更年期、高齢期など、変化の多い女性の健康づくりは、ライフサイクルの各段階における、健康診査、保健指導・相談、周産期医療など生涯を通じた保健医療施策を推進しながら、女性の身体的変化の過程や母性保護と健康に関する正しい知識を普及することが必要です。

そして、妊娠・出産にかかる女性の健康確保はもとより、男女が互いの性と健康管理に関する正しい知識をもち、互いの性を尊重することについて、一層の理解や啓発が必要です。

数値目標

項目	目	標	票 現状		関係課	
坝 口	年度	数值	年度	数值	関係株	
中学校で「性」、「いきる」など をテーマとした講義の実施	平成24年度	2 💷	平成19年度	2 💷	保健医療課	
60歳以上の住民を対象とした楽 しく学べる講座の開催	平成24年度	28 回	平成19年度	26 回	福祉課	
特定健康診査等実施計画における受診率の向上 (平成20年度からの新規事業)	平成24年度	65. 0%	平成19年度	未実施	保健医療課	

重点課題

① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発

リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、国際社会において、性と生殖に関する女性 の重要な人権のひとつと認識されています。

男女がともに性と生殖に関して正しい知識をもち、妊娠または出産などにおいて 双方がよりよい協力関係を保つとともに、女性が自らの意志で選択できる自己決定 権が尊重され、生涯にわたって健康な生活を営むための環境づくりをめざします。

② 母性保護の向上と母子保健の充実

出産や子育てを取り巻く社会環境の変化に伴い、母子保健医療の役割はますます 重要となっています。

このため、健康の保持や増進、母性保護に関する正しい知識の普及を推進し、母性保護と母子保健の充実を図ります。

③ 健康づくりの推進

男女がともに生涯を通じて心も身体も健康であるためには、自らの健康状態を把握し、正しい知識をもって健康管理をしていくことが重要です。

このため、健康についての正しい知識の普及と、疾病の早期予防、早期発見、早期治療をめざした環境づくりを推進します。

重点課題	取り組み内容	関係課
①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関す る情報を提供していきます	まちづくり協働課
	あらゆる世代に対して、性に関する相談窓 口の設置を検討していきます	保健医療課
	青少年に対して、性について学ぶ機会を提供していきます	保健医療課
②母性保護の向上と母子保 健の充実	妊婦、乳児健康診査受診票を発行していき ます	保健医療課
	乳幼児健診を実施していきます	保健医療課
	新生児・妊産婦・乳幼児家庭訪問を実施し ていきます	保健医療課
	関係課と連携して、在住外国人のための健 康支援、子育て支援と相談窓口を充実して いきます	保健医療課
③健康づくりの推進	健康についての情報づくりをしていきま す	保健医療課
	健康管理について男女で学ぶ機会を検討 していきます	保健医療課
	男女で楽しめる新しいスポーツをしてい きます	生涯学習課
	高齢者も生きがいを持てる教室を開催し ていきます	福祉課

4-2 支援の必要な人が安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

本町では、高齢者や障害のある人、子どもなど、さまざまな人に配慮した、安心で 安全なまちづくりを進めています。そのためには、すべての人がいきいきと安心して 暮らせる環境整備が必要です。

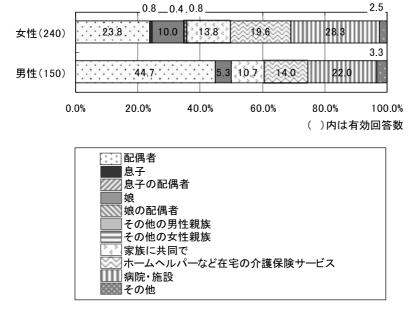
アンケート調査では、将来自分の介護をしてもらいたい人について、女性は「ホームへルパーなど在宅の介護保険サービスを利用したい」、「病院・施設を利用したい」の割合が高く、男性は「配偶者に介護してもらいたい」の割合が高くなっています。

今後、介護を必要とする人は増加傾向にあり、男女がともに協力して介護を担い、 社会全体で支える体制を充実していく必要があります。また、増加する認知症高齢者 の早期発見、早期対応への対策を進めるとともに、高齢者が積極的に社会参画できる 環境づくりを進めることが必要です。

また、さまざまな障害のある人が、地域で自立した生活を送り、積極的に社会参画を していくためには、生活に必要な技能を身につけるとともに、社会基盤の整備や福祉サ ービスを提供し、ノーマライゼーションの理念の浸透が必要です。

さらに、ひとり親家庭の増加も予想され、個々の態様に応じた自立支援が必要となってきます。

◇将来自分の介護をしてもらいたい人◇



数値目標

項目	目標		現状		則反≕
以口	年度	数值	年度	数值	関係課
支援センター連絡会、地域ケア 会議の開催	平成24年度	18 🗉	平成19年度	18 💷	社会福祉協議会
N - バスの利便性の検討	平成21年度	実施	平成19年度	検討	安心安全課
身体障害者、知的障害者、障害 児のデイサービス事業	平成24年度	15 人	平成19年度	14 人	福祉課
ひとり親家庭へのヘルパー派遣事業	平成24年度	1, 200 時間	平成19年度	670 時間	福祉課

重点課題

① 高齢者の生活安定と自立支援

高齢者の積極的な社会参画は、介護予防の観点からも重要です。生きがいづくり や住みなれた地域で安心して生活できるよう支援します。

② 障害のある人の生活安定と自立支援

障害のある人が社会的に孤立することなく、自身の能力や意欲をもって社会参画 し、自立した生活を送ることができる環境づくりを支援します。

③ ひとり親家庭などの生活安定と自立支援

地域や家庭で安心して生活できるよう経済的自立に向けた支援と、生活上の悩み や問題を解消するための相談体制の充実に努めます。

重点課題	取り組み内容	関係課
①高齢者の生活安定と自立 支援	支援センター連絡会、地域ケア会議を開催 し、効果的なサービスを提供していきます	福祉課
	高齢者の健康の維持、生活の安定、保健・ 福祉・医療の向上と増進のため、必要な援 助、支援と相談事業をしていきます	福祉課
	「あったかサロン」や「アクア教室」など の介護予防、健康づくり事業を充実してい きます	福祉課
	60 歳以上の住民を対象とした楽しく学べる講座を充実していきます	福祉課
	高齢者や障害のある人の移動手段を確保 するため、N - バスの利便性を向上してい きます	安心安全課
②障害のある人の生活安定 と自立支援	ノーマライゼーションの理念の浸透と心 のバリアフリーを進めるための啓発や学 習機会を充実していきます	福祉課
	介護者の負担軽減のために諸手当の情報 提供や日常生活用具の給付、貸与事業を充 実していきます	福祉課
	障害のある人の雇用促進と拡大を図るた め、企業に働きかけていきます	福祉課
	身体障害や知的障害のある 18 歳未満の方に、創作活動や機能訓練等のサービスを実施していきます	福祉課
③ひとり親家庭などの生活 安定と自立支援	医療費の助成など経済的な自立支援を推 進していきます	保健医療課
	保育サービスが必要な場合は、生活を支援 するヘルパーの派遣をしていきます	福祉課

第4章 プランの推進



第4章 プランの推進

男女共同参画社会を実現するためには、行政のあらゆる分野において施策を推進するための庁内体制の整備が重要です。また町と住民・学校・企業・団体などが連携し、本プランに基づいた取り組みを推進していく必要があります。

さらに、男女共同参画にかかわる住民のさまざまな問題解決のため に、相談体制の整備を進めます。

1 庁内推進体制の整備・強化

男女共同参画社会の実現をめざし、施策を全庁的・総合的に推進するため、男女共同参画推進体制の整備・強化及び庁内の連携を図ります。

2 町と事業者・各種団体等との協働と連携

町と住民・学校・企業・団体などが互いの自立性を尊重し、それぞれの 得意分野や特徴をいかして連携し合うことによって、男女共同参画社会の 実現をめざします。

3 相談体制の整備および相談員の育成

さまざまな問題や悩みに対応できる相談体制を整備し、情報のネットワーク化を図ります。

また、相談員の資質向上に向けた人材育成に努めます。

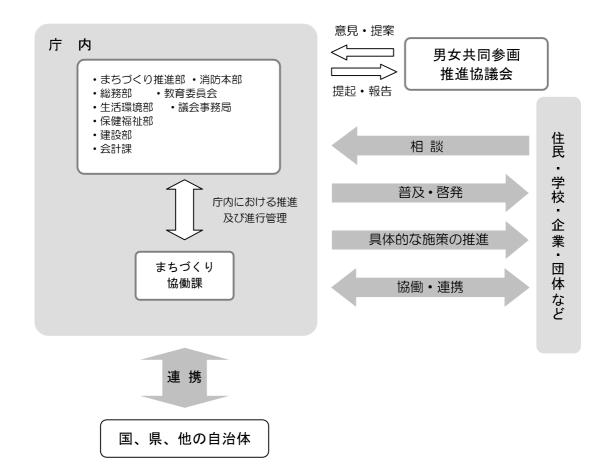
4 プランの進行管理

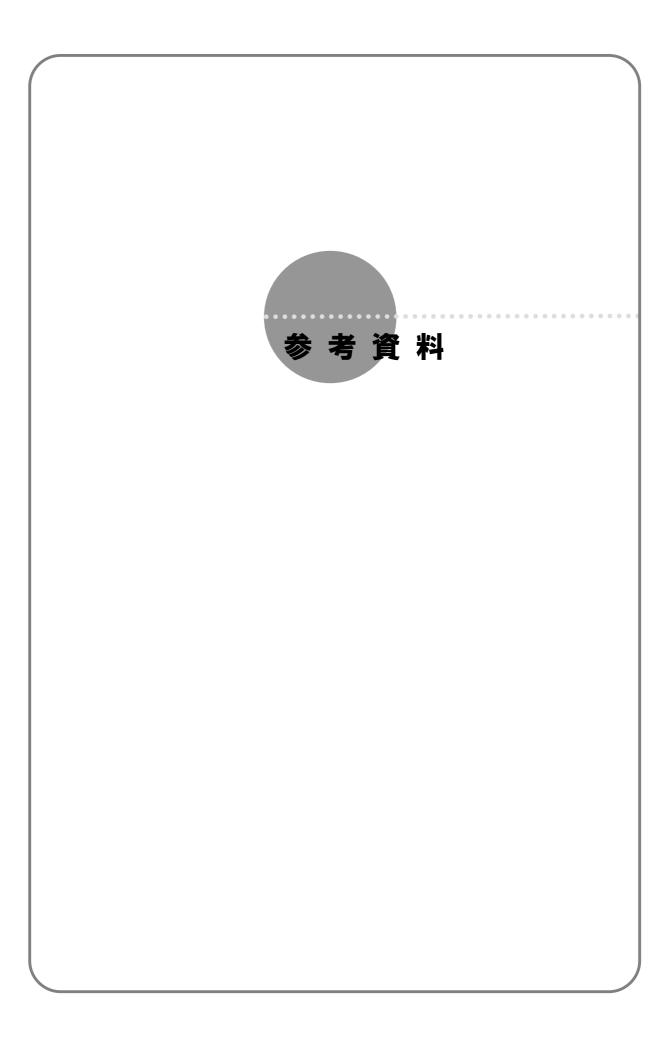
プランに基づく各事業の進捗状況を把握し施策の推進に努めます。

そのために、全庁において、プランの数値目標の検証や課題整理など積極的な事業実施と、施策実現に向けた組織の強化を図り、職員一人ひとりの意識改革や資質の向上に向けた取り組みを行います。

また、長久手町男女共同参画推進協議会において、定期的に事業の進捗状況の確認や検証を行い、町の施策の推進を図ります。

長久手町男女共同参画プラン推進体制





プラン策定の経過

平成 19 年	9月 7	' 日	第1回第二次長久手町男女共同参画プラン策定委員会 ・プラン策定スケジュールについて ・住民アンケート(案)について
	9月27	7 日	~ 10月11日 住民アンケート
	11月13	日	~ 11月28日 関係団体へのヒアリング
	11月21	日	第1回第二次長久手町男女共同参画プラン策定推進会議 ・プラン策定の概要及びスケジュールについて ・住民アンケートの結果について ・個別事業の状況調査、数値目標について
	12月 4	: П	第2回第二次長久手町男女共同参画プラン策定委員会 ・プラン策定の概要について ・住民アンケートの結果について ・関係団体ヒアリング結果について ・プラン体系の見直しについて ・個別事業の状況調査、数値目標について
	12月13	日	第2回第二次長久手町男女共同参画プラン策定推進会議・関係団体ヒアリング結果について・個別事業の状況調査、数値目標について・プラン案について
	12月19	日	第3回第二次長久手町男女共同参画プラン策定委員会 ・プラン案について
平成 20 年	1月15	5 日	~ 2月13日 パブリックコメント
	2月22	2 日	第3回第二次長久手町男女共同参画プラン策定推進会議 ・プラン案について ・パブリックコメントの結果について
	2月28	3 日	第4回第二次長久手町男女共同参画プラン策定委員会 ・プラン案について ・パブリックコメントの結果について

第二次長久手町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(要綱の趣旨)

第1 この要綱は、プロジェクト・チーム設置基準(昭和61年訓令第4号)第2に基づき、町に設置する第二次長久手町男女共同参画プラン策定委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的及び名称)

- 第2 第二次長久手町男女共同参画プラン案の策定を目的とする。設置するチームの名称は、第二次長久手町男女共同参画プラン策定委員会(以下『委員会』という。)とする。 (職務)
- 第3 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) プラン策定のための調査及び研究に関すること。
 - (2) プラン素案の調整、修正及び決定に関すること。
 - (3) その他目的達成に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

- 第4 委員会は、別表に掲げる者をもって組織し、町長が委嘱並びに任命する。
- 2 委員会に、委員長および副委員長を置き、委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

(設置期間)

第6 委員会の設置期間は委嘱の日から第二次長久手町男女共同参画プラン策定の完了までとする。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において所掌する。

(要綱の失効)

第8 この要綱は、委員会が解散した時点で効力を失う。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成19年8月24日から施行する。

第二次長久手町男女共同参画プラン策定推進会議設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、プロジェクト・チーム設置基準(昭和61年訓令第4号)第2に基づき、町に設置する第二次長久手町男女共同参画プラン策定推進会議(以下「推進会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

- 第2 推進会議の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 男女共同参画社会の形成の促進に係る総合的かつ基本的施策の調査・研究および 企画に関すること。
 - (2) 男女共同参画社会の形成の促進に係る総合調整に関すること。
 - (3) その他目的達成に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

- 第3 推進会議は、会長、副会長および委員をもって組織し、それぞれ別表に掲げる職に ある者をもって充てる。
- 2 推進会議に会長を置き、会長は社会教育課長とする。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

- 第4 推進会議は、会長が必要に応じて招集する。
- 2 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見または説明を聴くことができる。

(報告)

第5 推進会議の会長は、必要に応じて会議内容等について町長及び副町長並びに部長会に報告するものとする。

(設置期間)

第6 推進会議の設置期間は、平成19年8月24日から第二次長久手町男女共同参画プラン策定の完了までとする。

(協力)

- 第7 各課等の長は、推進会議から要請があった時は、調査等に協力するものとする。 (庶務)
- 第8 推進会議の庶務は、教育委員会社会教育課において所掌する。

(要綱の失効)

第9 この要綱は、推進会議が解散した時点で効力を失う。

(委任)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成19年8月24日から施行する。

第二次長久手町男女共同参画プラン策定委員会

委員長 山﨑 末美 町民代表

副委員長 浅井 武郎 長久手町体育協会 長久手町青少年育成推進委員会

委員 朝井 幸江 長久手町商工会

浅井 芳郎 長久手町民生委員・児童委員協議会

 天神
 利子
 町民代表

 太田
 節子
 町民代表

押谷眞智子 子育てネットワーカー

加藤 美子 ボランティアコーディネーター

川本 照子 人権擁護委員

酒井 都子 長久手町地域婦人会

佐藤美桜子 町民代表

鈴木香代子 長久手町文化協会

世古 卓夫 長久手町立小中学校校長会

春木満知子 町民代表

村瀬 真弓 子育てネットワーカー

コーディネーター 中島 美幸 愛知淑徳大学非常勤講師

第二次長久手町男女共同参画プラン策定推進会議

会長加藤俊郎社会教育課長副会長浅井雅代健康課課長補佐委員青山均総務課課長補佐

貝川 恭則 (社福)長久手町社会福祉協議会地域福祉係長

小林 和美 福祉課課長補佐斉場 三枝 福祉の家事業係長

柴田 光宏 消防本部総務課課長補佐

 中西
 直起
 企画課課長補佐

 深見
 佳子
 児童課課長補佐

山田 直樹 学校教育課庶務教育係長 吉田 弘美 人事秘書課人事係長

住民アンケートの概要

(1)調査対象

町内在住の20歳以上の男女を年齢階層別に無作為抽出した1,000人

(2)調査方法

郵送による配布・回収

(3)調査期間

平成 19 年 9 月 27 日~平成 19 年 10 月 11 日

(4)調査項目

①男女平等について [2問] ②家庭生活、家事分担について [3 問] ③職業について [3 問] ④子育てについて [3 問] ⑤教育について [4 問] ⑥介護について [2問] ⑦地域活動、社会活動について [4 問] ⑧人権について [2 問] ⑨男女共同参画社会について [2 問] ⑩属性 [5 問] ⑪自由意見 [1 問] 計 31 間

(5)回収状況

区分	全 体	女 性	男性	不明
配布数	1,000 件	500 件	500 件	-件
回収数	403 件	243 件	155 件	5 件
回収率	40.3%	48.6%	31.0%	_

関係団体へのヒアリングの概要

(1)目的

町内で活動する団体の男女の活動状況やその役割分担の現状、ジェンダー意識、 男女共同参画に対する考え方などを把握し、長久手町における社会活動上の男女の あり方の特性を把握することを目的としました。

(2) 対象団体

①長久手町小中学校教頭会/小中学校関係者 【学 校 教 育 の 視 点】

②西小学校PTA/小中学校PTA連絡協議会

【子育て・家庭教育・学校教育の視点】

③長久手町商工会/企業関係者の代表

【就業の視点】

④さつき幼稚園母の会/保育園などの保護者の会

【子育て・家庭教育の視点】

⑤長久手町老人クラブ連合会/地域活動団体の代表

【高齢者からみた男女共同参画の視点】

⑥長久手町文化協会/地域活動団体の代表 【生きがい活動の視点】

(3)調査実施日

平成 19 年 11 月 13 日 長久手町小中学校教頭会

平成 19 年 11 月 20 日 さつき幼稚園母の会

長久手町老人クラブ連合会

長久手町文化協会

平成 19 年 11 月 28 日 西小学校 P T A

長久手町商工会

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認し ていることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべて の人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他 のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権 に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保 する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国 際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、し かしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対す る差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会 的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女 子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況にお いては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂 慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、 あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女 の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及 び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理 の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下 又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社 会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理 想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族 の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の 養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社 会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更す ることが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を 実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり 協定した。

第1部

第1条

第2条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、 市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び 基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、 遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動すること を確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含

む。) をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として 人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するための すべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の 撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する 権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる 差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻 又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないこ とを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。この

ような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保 されなければならない。

- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給 体暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、 修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない 経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての 適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス (家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。) を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平 等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付

けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約 国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多 数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員の5ち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、 委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の 財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
- (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び 情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、 締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。 委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべて の国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、 仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争 当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄 託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際 社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、 互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男 女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における 活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、 かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか 一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、 行われなければならない

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

- 第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。 (家庭生活における活動と他の活動の両立)
- 第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)に のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び 実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画 社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の 措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。
- 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画 的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように 努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに 当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その 他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるもの とする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査 に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。
- 附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の 各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 平成13年1月6日)

- 一略
- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日 (委員等の任期に関する経過措置)
- 第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者 (任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。 附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

用語解説

あ

育児·介護休業法

この法律は、平成4年に育児休業法として施行され、平成7年に介護休業制度を加え「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行なう労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)に改正されました。平成16年12月の一部改正では、育児休業の期間の延長、介護休業の取得回数の制限緩和、育児休業・介護休業取得対象者の拡大、子の看護休暇が新設されました。育児・介護休業は、労働者の権利として認められています。

一時保育

保護者等の仕事や病気、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者 の育児疲れの解消のため、子どもを預けることができるサービスをいいます。

一般事業主行動計画

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。この法律に基づき、労働者が仕事と子育てを両立させ、少子化の流れを変えるための次世代育成支援対策として、事業主が策定・実施する行動計画のことをいいます。

一般事業主行動計画の策定は 301 人以上の労働者を雇用する事業主に義務付けられており、 300 人以下の労働者を雇用する事業主については、努力義務となっています。

エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場などあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、 文化的に力をつけること及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動して いくことをいいます。

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約

国際労働機関の第 67 回総会で 1981 年 (昭和 56 年) 6 月 23 日に採択され、子どもや近親者の面倒を見るために職業生活に支障をきたすような男女労働者に対して、各種の保護や便宜を提供し、家族的責任と職業的責任とが両立できるようにすることを目的としています。

合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む平均出生児数を表します。

国際婦人年世界会議

1972年(昭和47年)の第27回国連総会において女性の地位向上に世界的規模の行動で取り組むため、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」とすることが決定されました。1975年メキシコにおいて「国際婦人年世界会議」が開催され、メキシコ宣言と世界行動計画が採択されました。

国内行動計画

昭和52年に内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部によって策定され、むこう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにし、女性問題への本格的な取り組みを始めるための計画。

国連婦人の十年

1975 年 (昭和 50 年) の第 30 回国連総会において 1976 年~1985 年を「国連婦人の十年-平等・発展・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の十年」の中間にあたる 1980 年 (昭和 55 年) には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年中間年世界会議」(第 2 回世界女性会議)が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる 1985 年 (昭和 60 年)には、ナイロビで「国連婦人の十年世界会議」(第 3 回世界女性会議)が開かれました。

固定的性別役割分担

男性、女性という性別を理由として異なる役割が与えられ、その役割の遂行を期待する考え方。性別役割分担は、長期的には解消される方向にあるものの、依然として根強く残っています。

ジェンダー (Gender)

生物学的な性別であるセックス(Sex)とは区別して使われる男らしさ、女らしさといった社会的、文化的に形成された男女の違いのことをいいます。

次世代育成支援対策推進法

平成15年7月に成立・公布された法律。次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めることが目的です。

児童虐待

保護者によって子どもに加えられた行為で、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長、発達 を損なう行為のことです。

虐待であるかどうかの判断は、保護者の認識とは関わりなく、あくまでも子どもの視点で子ども自身が苦痛を感じているかどうかで、たとえ、保護者にとってしつけであっても子どもが苦痛を感じていれば虐待となります。

身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待の 4 つに分類されるのが一般的で、複数のタイプが混在していることもあります。

周産期医療

周産期とは、妊娠後期から新生児早期までことで、この時期に母体、胎児、新生児を総合的に管理して母と子の健康を守る医療のことをいいます。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)

1979 年 (昭和 54 年) 12 月第 34 回国連総会において採択され、1981 年 (昭和 56 年) 9 月 に発効されました。2006 年 (平成 18 年) 11 月 2 日現在の締約国数は 185 カ国。我が国は 1980 年 (昭和 55 年) 7 月に署名、1985 年 (昭和 60 年) 6 月に批准しました。

セクシュアル・ハラスメント(Sexual harassment)

性的いやがらせのこと。職場でのセクシュアル・ハラスメントについては「相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」とされています。また、タイプとしては大きく2つに分類され、雇用上の力関係を利用して性的ないやがらせや性的行為を強要をする「代償型」と、屈辱的、敵対的な言動によって職場環境を不快にする「環境型」タイプがあるといわれています。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日に公布・施行された法律で、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度または慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調という5つの理念を定めています。この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしています。

男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する 法律(男女雇用機会均等法)は、雇用において男女の均等な機会及び待遇の改善を図るための 法律で、勤労婦人福祉法の改正法として昭和60年に成立しました。

平成11年に大幅な改正が行なわれ、募集、採用から定年、退職、解雇に至るまでの女性に対するすべての差別が禁止されました。また、企業名公表制度の創設や調停の一方申請を認めるなど法の実効性を確保するための措置が強化されました。平成19年4月には、性別による差別禁止の範囲拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策、母性健康管理措置、ポジティブ・アクションの推進、過料の創設について改正され、女性だけでなく男性も法の直接の保護の対象となりました。

チャレンジ支援

出産、育児などのために一度退職し、再び就職や地域活動などにチャレンジしようとする 女性などのための支援。そのために必要な情報を容易に入手できるように、さまざまな支援 情報を集めたポータルサイトが内閣府男女共同参画局などで開設されています。

特定健康診査等実施計画

平成20年4月施行の「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、国民健康保険被保険者を対象に糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及び特定健康診査結果により健康の保持に努める必要のある者に対する保健指導(特定保健指導)を行うことが義務付けられました。

ドメスティック・バイオレンス(Domestic violence)

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった異性から振るわれる暴力という意味で 使用されます。概念としては身体的なものだけでなく、精神的なものまで含まれます。

な

ノーマライゼーション

障害のある人や高齢者などを特別視するのではなく、あるがままの姿で同等の権利を享受 し、一般社会の中で生活することが当然とする考え方。

は

パートナーシップ

協働とも言われ、行政、NPO、企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに対等な関係を結び、それぞれの得意分野をいかしながら、連携し協力し合うことをいいます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)

平成13年4月成立、同年10月13日に施行されました。この法律では、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、都道府県が、自らが設置する婦人相談所その他の適切な施設において、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすことや、裁判所が発するいわゆる接近禁止命令や退去命令について規定しています。そして、暴力の定義や被害者の保護等の内容を拡充し改正されたDV防止法が平成16年12月2日に施行されました。その後、平成20年1月11日、DV防止法の一部が改正され、保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等が定められました。

パワー・ハラスメント

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に人格と尊厳を 侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいい ます。

ファミリー・サポート

労働者の仕事と育児(または介護)との両立を支援するために、育児(または高齢者などに対する軽易な介護など)の援助を受けたい人と行いたい人が会員となって、育児(または介護)を相互に助け合うシステム。

ファミリー・フレンドリー企業

仕事と家庭の両立が容易となる様々な制度を導入し、労働者の家族的責任に配慮した柔軟な雇用管理や育児休業、介護休業などを取りやすい環境づくりを行う企業をいいます。

フレックスタイム制

1 か月以内の一定期間における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度です。労働者がその生活と業務の調和を図りながら効率的に働くことで、労働時間を短縮することを目的とします。

婦人の地位委員会

国連経済社会理事会の機能委員会の一つで、1946 年(昭和 21 年)6 月に設置されました。 政治、市民、社会、教育分野等における女性の地位向上に関し、国連経済社会理事会に勧告、 報告、提案等を行うこととなっており、国連経済社会理事会はこれを受けて、国連総会に対 して勧告を行います。

婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略

「国連婦人の十年」の最終年にあたる 1985 年(昭和 60 年)にケニアのナイロビで開催された「国連婦人の十年世界会議」(第 3 回世界女性会議)で採択。「国連婦人の十年」の成果を評価し、女性の地位向上を妨げている障害を指摘、それに対する基本戦略と具体的措置を示し、2000 年に向けて各国で取り組むべきガイドラインとしました。

北京宣言及び行動綱領の実施促進のための更なる行動とイニシアティブ

1995年(平成7年)北京で開催された「国連婦人の十年世界会議」(第4回世界女性会議)で採択された「北京宣言及び行動綱領」には12の重大領域が定められ、女性の人権問題について議論されました。

2000年(平成12年)6月にニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議:21世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、参加各国の「行動綱領」の実施に向けた決意表明である「政治宣言」と「行動綱領」の実施促進のための「北京宣言及び行動綱領の実施促進のための更なる行動とイニシアティブ」(いわゆる「成果文書」)が採択されました。

放課後児童健全育成事業

小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童で、その保護者が仕事などにより昼間家庭 にいないものに対して、遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とし た事業。放課後児童クラブや学童保育などがあります。

メディア・リテラシー

メディアを主体的に読み解き、活用し、コミュニケーションを創造する能力。マス・メディアの送りだす情報は、男性の送り手(編集者や制作者)による、男性のための(男性の読者や視聴者を強く意識した)、男性からの視点の内容である場合が多く、「ありのままの現実」ではなく、一定の視点(視覚)で再編成した現実をメッセージとして発し、ある価値観を伝えています。

ら

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (Reproductive health/rights)

1994年(平成6年)にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念で、女性の重要な人権のひとつとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、個人の健康の自己決定権を保障する考え方で、いつ何人の子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これらに関して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

ゎ

ワーク・ライフ・バランス

労働者の仕事と生活全般の調和を支援するという考え方で、子育てとの両立のみならず、独身者も含め、ボランティア活動や自己啓発などの個人で行う領域までを含む広い概念です。女性の社会進出、家族形態の多様化、労働者の意識の変化、少子高齢化等を背景に企業の取組や政策面での対応は徐々に進みつつあります。

第二次長久手町男女共同参画プラン

~ 明日へ未来へ Nプラン ~

平成 20 年 3 月 長久手町 愛知県長久手町大字岩作字城の内 60 番地 1 電話番号 0561-63-1111 ホームページ http://www.town.nagakute.aichi.jp